2019年4月20日

会員　各位

神奈川県レディースバドミントン連盟　審判部

競技規則改定への対応について

本年４月１日より競技規則第９条第１項（６）が以下のように改訂されました。

第９条

第１項（６）　サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から1.15m以下でなければならない。

「ポストやプレーヤーの着衣にコート面から1.15m高さのところにテープやリボンなどでマークを付け、そのマークを基準にコート面から1.15mの高さのところに水平面をイメージし、判定をする」

サービスジャッジ（サービスジャッジがいない場合は主審）による現時点における判定方法は上記のように行う、と（公財)日本バドミントン協会から通達がありました。

これに基づき本連盟主催大会では、ポストにコート面から1.15mの高さのところにマークとなるテープを貼り、選手はリボンのマークを付け、それを基準に1.15mの高さのところに水平面をイメージして判定することにします。

つきましては、下記の通りのリボンの作成をお願いいたします。

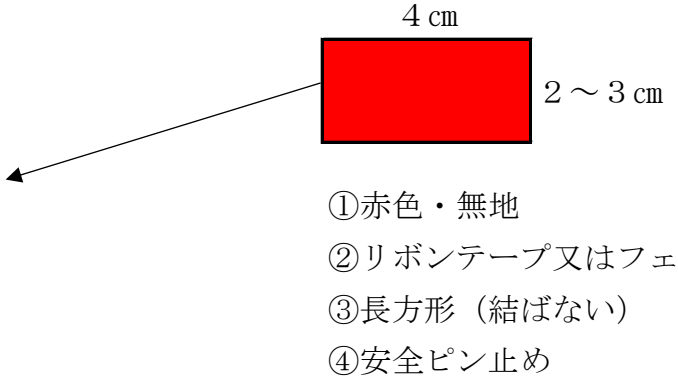

①赤色・無地
②リボンテープ又はフェルト
③長方形（結ばない）
④安全ピン止め